

子どもの貧困や児童虐待の世代間連鎖を断ち切るため、まずは衣食住の確保が必要ですが、それに加えて、子どもを守るだけでなく親の課題も含めて支援する「滞在型親子支援」により、各種法制度の狭間に対応し地域で見守っていく取組みも民間の支援団体において行われています。

特定非営利活動法人西成チャイルド・ケア・センター

地域の実家「にしなり★つながりの家」が必要です

私たち西成チャイルド・ケア・センターは、大阪市西成区で約10年間、こども食堂を中心に活動してきました。

100人以上のこどもとその家族に関わるなかで感じたのは、こどもの食だけでなく、こどもとその家族の暮らしをまるごと支えることの必要性。

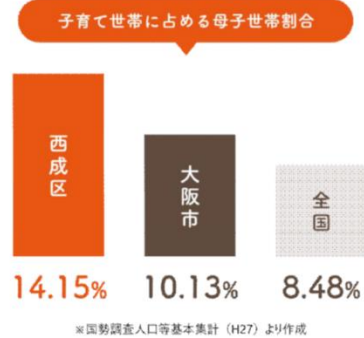
どんなこどもも、そしてその家族も、この地域で人とつながり、将来に向けて、あたたかな日常を営めるのであってほしい。

「にしなり★つながりの家」設立のために、ぜひお力を貸してください。



なぜ「にしなり★つながりの家」が必要なのか

子育ては、すべてが初めての経験です。どんな親でも不安になります。ましてや一人親で働きながら子育てをするのは本当に大変なことです。実家を頼れずひとりでも必にもがいている親もたくさんいます。なかでも母子家庭は貧困率が51.4%と、二人親世帯の5.9%、父子世帯の22.9%と比べて高く、こどもの育ちへの影響はとくに深刻です。大阪市西成区ではそうした母子世帯が他地域よりも多く、一刻も早くお母さんたちをつながりのなかで支えていく必要があるのです。



出典：特定非営利活動法人 西成チャイルド・ケア・センター ホームページ

「にしなり★つながりの家」はこんなところ



完成イメージ図（外観）



完成イメージ図（内観）

1 困ったときに駆け込めて、一緒に生活できる場所

お母さんが子育てや家事に不慣れだったり、頑張りすぎて辛くなったときに、スタッフと一緒に生活するうちに家事の仕方やこどもの向き合い方を自然と身につけることができる場所です。またこどもが家にいつらくなったり、生活が不安定になったりしたときに、いつでも来て生活を整え直せる場所です。



2 みんなと一緒に食事ができ、学べる場所

食生活が不規則だったり、ひとりで食べていたりすることも、みんなと一緒に楽しくおいしいバランスの取れたご飯を食べられる場所です。また、こどもが自分のペースで学習をしたり、大人がもう一度学び直しをしたりできる場所です。



3 みんながお互いを支え合える場所

誰かに支えられると同時に誰かを支えることができる場所です。「支援する人」「支援される人」ではなくて、困ったときはお互いさま。“誰もひとりしにない地域”にするために、地域で生活する人と人をつないでいく場所です。



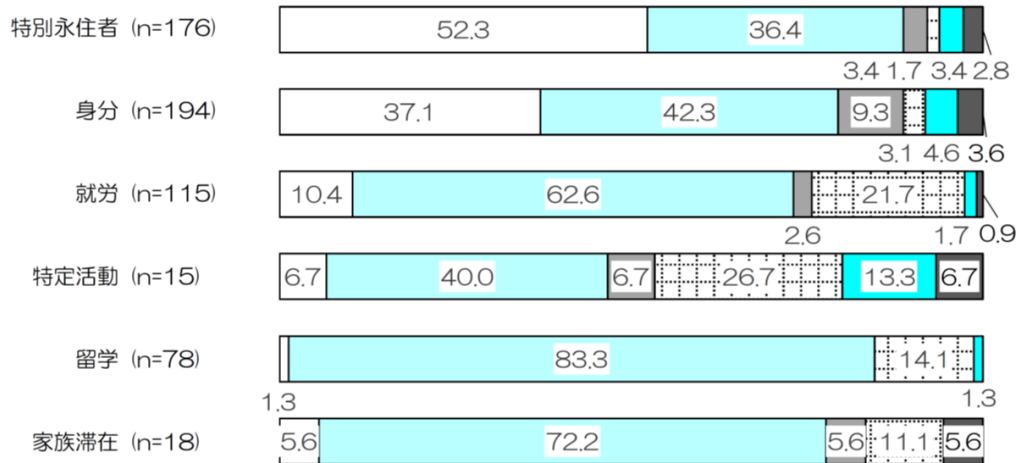
出典：特定非営利活動法人 西成チャイルド・ケア・センター ホームページ

(4) 外国人世帯

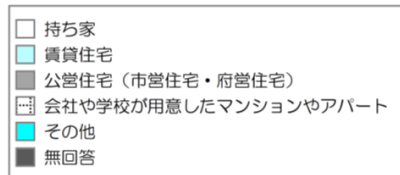
外国人の住居形態については、在留資格別に大きな違いがありません（令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書）。

○住居形態について（在留資格別）

- 在留資格別にみると、特別永住者と身分で「持ち家」は高く、留学で「賃貸住宅」は高い。
 ○就労と特定活動では「会社や学校が用意したマンションやアパート」が2割を超えており、他層に比べて高くなっている。



※「身分」=永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
 「特定活動」=E P Aに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外国人建設就労者、外国人造船就労者等



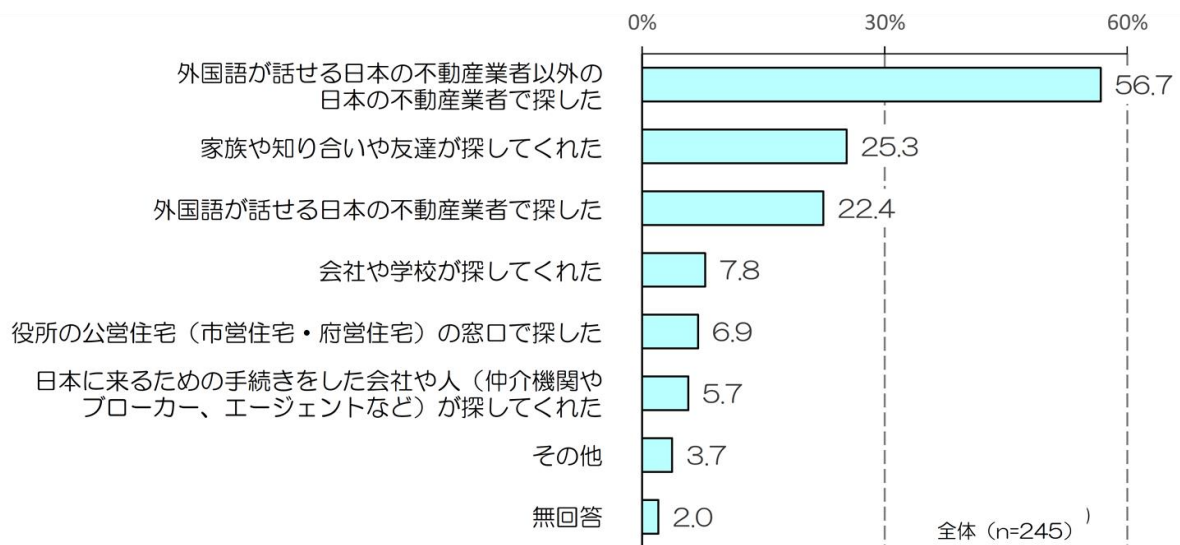
(単位：%)

出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

過去5年間に住居探しの経験がある外国人に、住居探しの方法を調査したところ、「外国語が話せる日本の不動産業者以外の日本の不動産業者で探した」「家族や知り合いや友達が探してくれた」「会社や学校が探してくれた」などの回答がありました。

○住居探しの方法について（過去5年間に住居探しの経験があると答えた方のみが対象）

○住居を探した方法は、「外国語が話せる日本の不動産業者以外の日本の不動産業者で探した」が56.7%、次いで「家族や知り合いや友達に探してくれた」が25.3%、「外国語が話せる日本の不動産業者で探した」が22.4%であった。

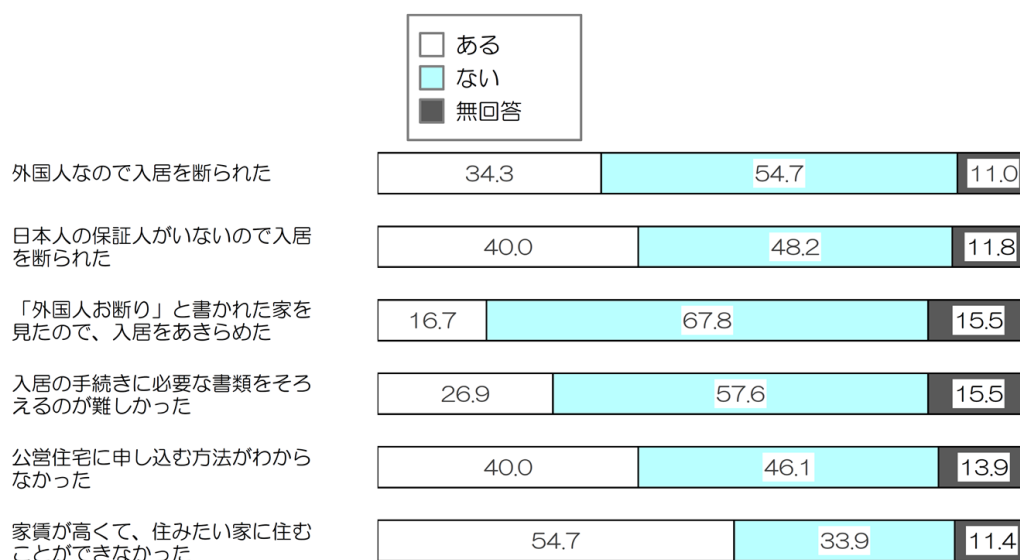


出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

外国人が住居探しで困難であったこととして、「日本人の保証人がいないので入居を断られた」「公営住宅に申し込む方法がわからなかった」「外国人なので入居を断られた」「外国人お断り」と書かれた家を見たので、入居をあきらめた」といった回答がありました。

○住居探しで困難であったこと（過去5年間に住居探しの経験があるであると答えた方のみが対象）

○住居探しで困難であったことは、「家賃が高くて、住みたい家に住むことができなかった」が54.7%、「日本人の保証人がいないので入居を断られた」「公営住宅に申し込む方法がわからなかった」でともに40.0%、「外国人なので入居を断られた」が34.3%、「外国人お断り」と書かれた家を見たので、入居をあきらめた」が16.7%であった。



(n=245)

(単位：%)

出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

国土交通省は、外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン、部屋探しのガイドブック等を作成しホームページで公表しています。

Osaka あんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会）では、国が公表しているガイドライン等を印刷配布したり、各種広報資料等を作成し、市町村や協力店等に配布しています。また、外国人の方への住まい探しから入居にあたってのアドバイス等を14言語で協議会ホームページで紹介したり、相談窓口である大阪府住宅相談室において、外国人からの電話相談に対し、公益財団法人大阪府国際交流財団と三者通話で対応できるように連携するとともに、対面の相談には自動翻訳機を使用して対応できるように環境を整備しています。

○国の取組み

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン
平成30年3月版

部屋探しのガイドブック
Apartment Search Guidebook
寻租房屋参考手冊
집구하기 가이드북
Manual sobre búsqueda de vivienda
Guia para busca de imóveis.
平成30年3月版

外国人のための賃貸住宅入居の手引き
Guide for renting foreigners
平成30年3月版

国は外国人のための民間賃貸住宅入居円滑化ガイドラインや賃貸住宅入居手引き等を作成し、ホームページで公表

○Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）の取組み

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン
平成30年3月版
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
連絡先：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
電話：03-6295-1555 E-Mail: info@jpmj.jp
Osakaあんしん住まい推進協議会 事務局
(大阪府住宅まちづくり審議会設置)
〒559-8555 大阪府大阪市立区南港北1-14-16 駅前庁舎27階
TEL: 06-6210-9707 FAX: 06-6210-9712

Osakaあんしん住まい推進協議会からのアドバイス
Advice from the Osaka Anshin Housing Promotion Council
Osakaあんしん住まい推進協議会では、大阪で住まいを希望する外国人へのアドバイスが充実しています。
Our webpage "ADVISE10" provides the useful information for foreigners looking for housing in Osaka.
大阪府内での外国人の求むる賃貸住宅探しは、大阪府外国人情報コーナーのウェブサイト「ADVISE10」が便利です。
大阪府外国人情報コーナー
Osaka Information Service for Foreign Residents
TEL: 06-6944-2297
大阪府外国人情報コーナー
Osaka Anshin Housing Promotion Council
〒559-8555 大阪府大阪市立区南港北1-14-16 駅前庁舎27階
TEL: 06-6210-9707 FAX: 06-6210-9712

部屋探しのガイドブック
令和元年11月版
国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
連絡先：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
電話：03-6295-1555 E-Mail: info@jpmj.jp
Osakaあんしん住まい推進協議会 事務局
(大阪府住宅まちづくり審議会設置)
〒559-8555 大阪府大阪市立区南港北1-14-16 駅前庁舎27階
TEL: 06-6210-9707 FAX: 06-6210-9712

Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）において、国が公表しているガイドライン等を組み合わせた印刷物を、市町村、OFIX、協力店等の関連先に配布

○Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）の取組み

◆各種広報資料の作成・配布

あんぜん・あんしん賃貸検索システム利用のご案内
高齢者 障がい者 外国人 子育て
あんぜん・あんしん賃貸検索システム
Osaka あんしん住まい推進協議会

(住宅を探している方向けの資料)

安心して快適に
過ごせる住まい探し

住まいの頼れるナビゲートブック
Osaka あんしん住まい推進協議会

子育て中の方が住まいでお困りのとき / 外国人の方が住まいでお困りのとき
子育て中の方が住まいでお困りのとき / 外国人の方が住まいでお困りのとき
外国人の方の住まい探しを応援する制度を紹介いたします。
Osaka あんしん住まい推進協議会

(相談窓口の担当者向け資料)

(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者

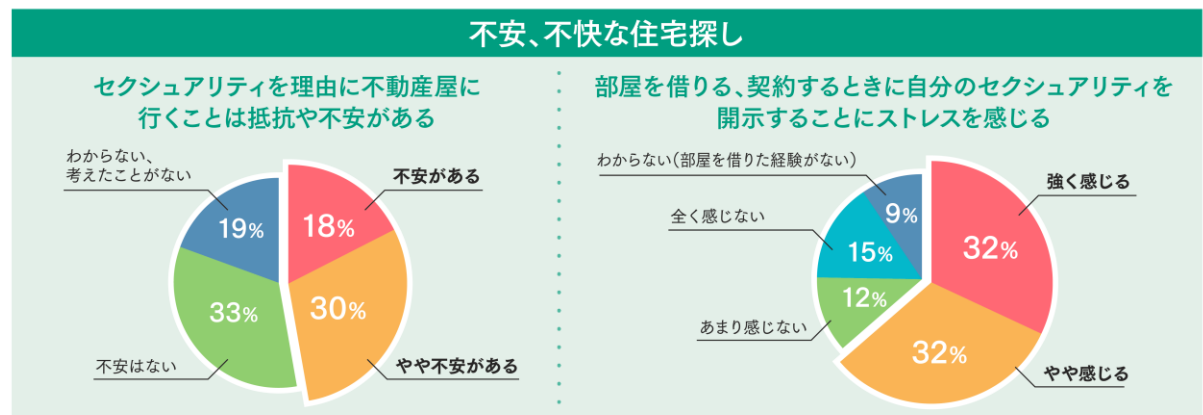
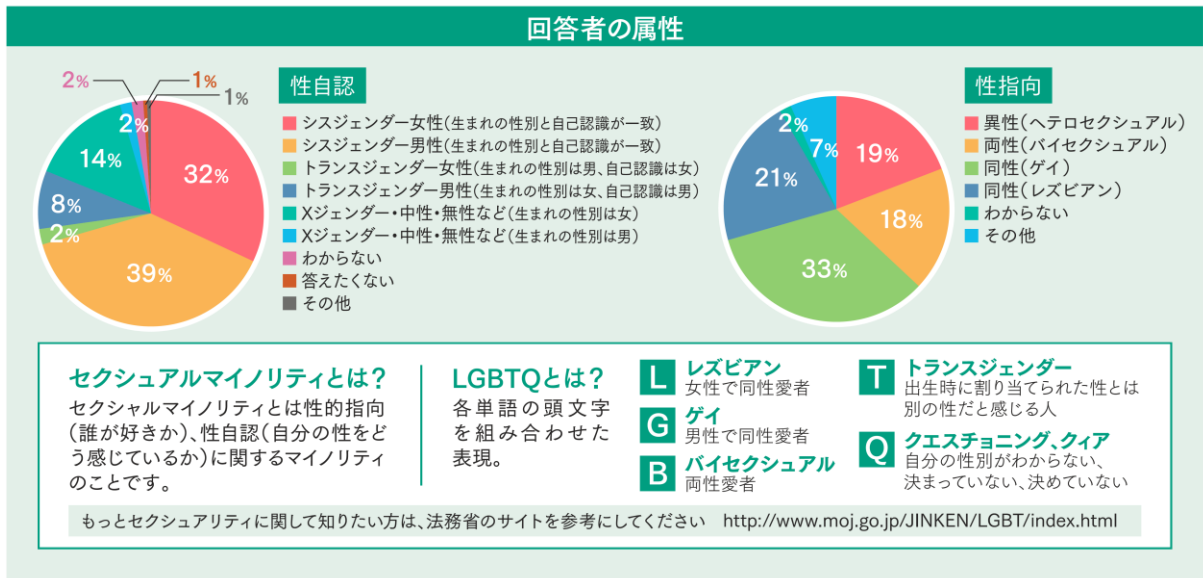
性的マイノリティは所得階層が様々であり、公営住宅の所得要件に合わない人も多い一方、公営住宅を希望する人からは、「パートナーシップ制度がないと公営住宅に入居できない」「公営住宅は家族が基本なので地域の目が気になる。民間賃貸住宅をうまく活用することも検討してほしい」などの意見があります。また、住宅探しに際して、不安やストレスを感じるとの回答が多くあります（セクシュアルマイノリティの住まいの問題に関するアンケート調査 追手門学院大学 葛西リサ准教授）。

セクシュアルマイノリティの住まいの問題に関するアンケート調査結果

〈調査期間〉2020年12月24日から2021年3月3日

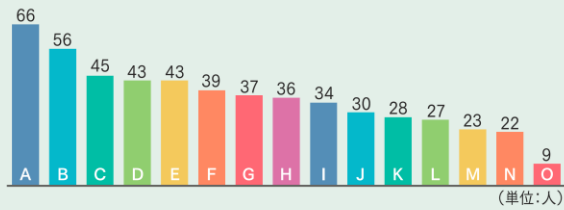
〈調査対象〉調査の周知はSNSなどを通じて行い複数の当事者団体や個人を経由して情報を拡散した。
 〈回答者数〉2021年3月3日現在181名からの回答を得ている。

※本報告では速報値として発信するが、今後、無効回答の特定作業に入るため、今後の数字は改訂される可能性がある。



住宅確保の困難、近隣からの詮索、将来の不安

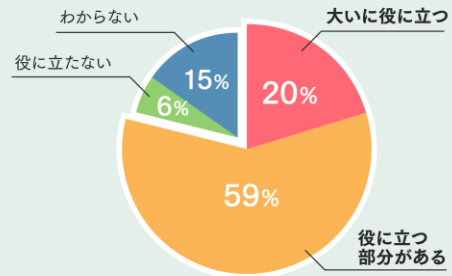
これまでご経験された住宅に関する困難、
あるいはこれからの不安など、
当てはまるものをすべて選定してください。



- A: 同性パートナーと一緒にだと住宅が確保しにくい
- B: 住宅探しの際に同居予定のパートナーとの関係を詮索されること
- C: 不動産業者の対応を不快に感じることもある
- D: あなた自身あるいは、パートナーが他界した後の持家の相続問題などに不安がある
- E: 同性パートナーと暮らしていた(いる)ことで周囲の目が気になる
- F: 同性パートナーと暮らしていた(いる)ことで周囲から詮索されること
- G: パートナーが他界した後の住まいに不安がある
- H: セクシュアリティが理由で、今後の住宅探しに不安を感じる
- I: パートナーと関係を解消したあとの住まいに不安がある
- J: 住まいについて困った事はない
- K: セクシュアリティを理由に条件のよい物件が確保しにくい
- L: (連帯)保証人の確保が難しい
- M: セクシュアリティを理由に住宅が確保しにくい
- N: わからない
- O: その他

住宅確保×パートナーシップ制度の効能

パートナーシップ制度が
住宅の確保に役立つとお考えですか？



日本の同性婚

日本では、
同性婚は認められていない



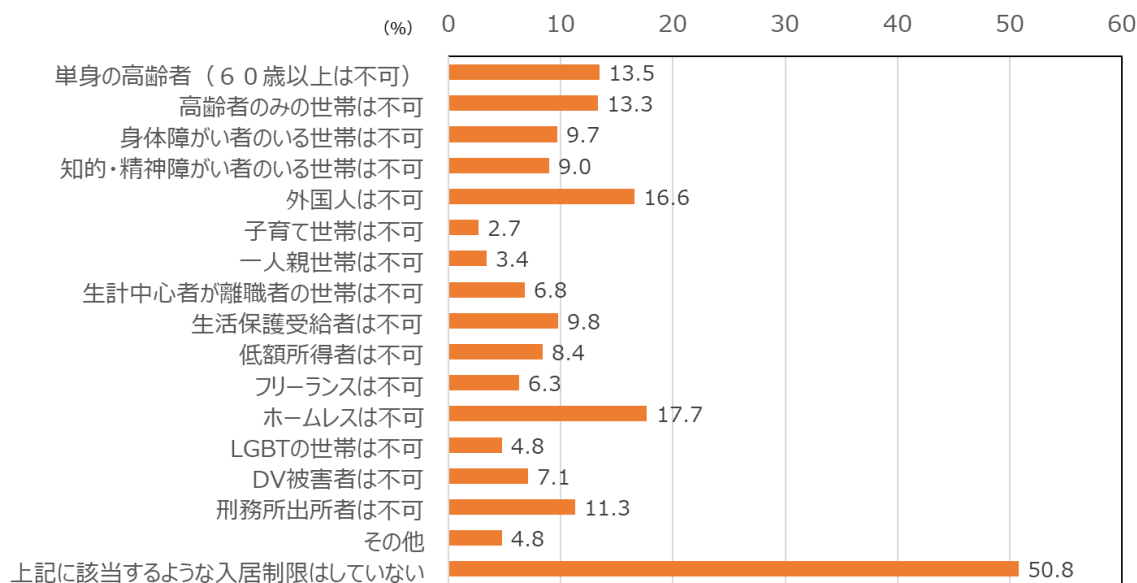
地方自治体が婚姻と同等の関係であることを承認する「パートナーシップ制度」は存在するが、この制度は法的効力が婚姻と比較すると弱く、遺産相続ができないなど、結婚と同じではありません。
(c) 渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ2021の報告によれば、2020年12月31日時点での交付件数は1,516組、2021年1月8日時点でのパートナーシップ制度を導入する自治体は74自治体となっています。

出典：追手門学院大学 葛西リサ准教授 提供資料

また、その他の住宅確保要配慮者については、民間賃貸住宅の賃貸人（全国）へのアンケートによると、ホームレス、DV 被害者、刑務所出所者などの入居を制限しているとの回答がありました（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省））（再掲）。

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆募集時の入居制限の有無



出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

大阪府では、宅地建物取引の場における人権問題への取組みの基本として、「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成5年3月策定、平成29年4月改定）を策定し、大阪府、業界団体及び宅地建物取引業者の役割分担を明確にして、各々の「責務」という形で定め、業界団体や宅地建物取引業者の方々とともに、人権意識の高揚と普及啓発に努めています。また、宅建業者の人権意識の向上を図るための宅地建物取引業人権推進員制度の推進を行っています。

入居差別に対する指導監督については、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を策定しています。この基準において入居差別に関する規定を設け、賃貸住宅の入居申込者が高齢者又は障がい者、母子（父子）家庭、外国人であるという理由だけで、宅地建物取引業者が入居申込みを拒否する行為は指導等の対象にしています。